

4 記載例

平成25年分 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書					
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	熊本県熊本市中央区二の丸1番2号			
	氏名又は名称	国税七郎			
区分		支払確定年月日	支払金額		
譲渡		年 月 日 25・6・2	850,500 ^円		
あっせんに係る不動産等	物件の種類	物件の所在地	数量	取引金額	
	土地	〇〇市△△町1-1	165 m ²	25,000,000 ^円	
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地	熊本市東区東町3-2-53			
	氏名又は名称	株式会社 〇〇物産		(電話) 096-×××-××××	

第7 法定調書等の提出について

これまでに説明した法定調書を税務署に提出する場合は、作成した法定調書と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(以下「合計表」といいます。)を併せて提出します。

次ページの「第8 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の書き方」を参考にしてください。

なお、税務署から合計表が送付されている方で、本年度に提出すべき法定調書がない場合には、お手数ですが税務署から送付された合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記入の上、提出をお願いします。

また、e-Tax を利用して法定調書と合計表を提出した場合や、合計表の「翌年以降送付要否」欄の「否」に〇をした場合は、その翌年から合計表は送付されません。

光ディスク等による法定調書の提出の義務化について

平成23年6月の税制改正により、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、光ディスク等またはe-Taxによる法定調書の提出が義務化されています。詳しくは30ページ(「光ディスク等による法定調書の提出が義務化されます」)をご覧ください。